

厳原港厳原3号岸壁・厳原4号岸壁国際埠頭保安警備業務実施要領

1. 保安対策業務の目的

保安対策業務は、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS 条約) 改正附属書、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(以下「法」という) 及び同法政省令に基づき、厳原港における国際港湾施設及び国際水域施設に対して行われるおそれのある危害行為()を防止し、これら施設の保安の確保のために必要な措置を講じるためのものである。

危害行為

- …国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第4条
船舶又は港湾施設の損壊する行為
船舶又は港湾施設に不法に武器又は爆発物その他の危険物を持ち込む行為
正当な理由なく船舶又は港湾施設に立ち入る行為
船舶の運航を不法に支配する行為

2. 保安対策業務を行う場所

- 保安対策業務は、厳原港における以下の施設で行う。
- (1) 厳原港厳原ふ頭厳原3号岸壁・厳原4号岸壁に係る重要国際埠頭施設
 - (2) 厳原3号岸壁・厳原4号岸壁前面泊地(国際水域施設)

3. 用語の定義

この実施要領において使用する用語は、法、同法政省令、同省令に基づく告示、港湾法(昭和25年法律第218号)並びに「港湾施設の保安対策に関するガイドライン及び同解説」において使用する用語の例による。

4. 保安対策業務の方法

移動式障壁を法第2条第1項各号に規定する国際航海船舶(以下「国際航海船舶」という)が、厳原3号岸壁、厳原4号岸壁へ入港する1時間前までに埠頭保安管理者(長崎県対馬振興局建設部長)が指示するとおり設置する。

国際航海船舶が、厳原3号岸壁、厳原4号岸壁へ入港する1時間前から出港後30分までの間、国際埠頭施設に常駐監視する方法で行うものとする。同日内に複数の国際航海船舶が入出港する場合においても同様とする。

ただし、緊急事態発生等により埠頭保安管理者により指示を受けた場合、又は制限区域内で行われる保守点検、工事等により出入管理が必要になり、埠頭保安管理者より指示を受けた場合はこの限りではない。

国際航海船舶の運航状況については、船舶会社、代理店等に隨時確認を行うこと。

5. 保安対策業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で埠頭保安管理者が指定する日。

6. 埠頭保安従事者の配置数

国際航海船舶が入港する場合

埠頭保安従事者の配置数は、以下のとおりとする。ただし、保安レベルが変更された場合などはこの限りではない。

- (1) フェンス87.5m間に1人 1次制限区域出入口に1人 2次制限区域出入口に1人
- (2) その他、埠頭保安管理者が指示する場合への配置
埠頭保安管理者が指示する内容に基づき人員を配置する。

国際航海日本船舶が内航運行時に入港する場合

埠頭保安従事者の配置数は、以下のとおりとする。ただし、保安レベルが変更された場合などはこの限りではない。

- (1) 制限区域出入口に 2 人
- (2) その他、埠頭保安管理者が指示する場合への配置

埠頭保安管理者が指示する内容に基づき人員を配置する。

7. 埠頭保安従事者の服装及び装備

制服、電灯、時計、携帯電話、腕章、身分証明書、その他

8. 埠頭保安従事者の職務

埠頭保安従事者は、埠頭保安管理者及び水域保安管理者（長崎県対馬振興局建設部長）の指揮監督の下、以下の業務を行う。

業務を実施するにあたっては、情報の管理、秘密保持を徹底すること。

業務の詳細については、この要領に定めるほか、埠頭保安管理者が別途指示する。

(1) 保安レベル変更への対応

保安レベルの変更があった場合は、主任保安要員を通じて、速やかに変更後の保安レベルに移行する。

埠頭保安要員等は、現に国際埠頭施設を利用しているかまたは利用しようとしている者に対して、保安レベルの変更を周知する。

(2) 制限区域の出入管理

総則

本施設に出入しようとするすべての者に対し、保安レベルに応じ、従業員又は警備員（以下、「保安要員(立哨)」という。）による進入検査を行う。

進入検査を受けることを拒む者、非協力的な者、進入検査に合格できない者は本施設への進入を許可しない。

検査にあたっては、個人の人権、人間の尊厳に十分配慮する。

本施設内に滞在する間は、全ての人（旅客、船員、パイロットを除く）に対し PS カード等、PS ビジターカード等を携帯させる。PS ビジターカード等を所有する者は退場時にカードを返却し、退場時間を記録する。

進入検査は、以下の確認行為により構成する。

身分確認、目的確認、予約確認、身体検査、荷物・携帯品検査、車両検査

事前予約のあった場合は PS ビジターカード等管理台帳によって管理する。

国際航海船舶が入港する場合

出入管理手順

旅客

1次制限区域

国際海上運送 保安指標		保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
人	旅客	・不審者、不審物の有無を外観でチェックする。	・同左	・乗船券等*1)により確認する。

*1 乗船券等 : 乗船券、船が発行する ID 指定地以外本船間交通許可、その他

2次制限区域

国際海上運送 保安指標		保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
人	旅客	・乗船券を提示させる。 ・旅客の挙動等不審な場合には、爆発物等の危険物が手荷物に含まれないことを確認する。	・同左	・同左

外航船員

1次制限区域

1) 制限区域から退場する船員

国際海上運送 保安指標		保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
人	外航船員	・不審者、不審物の有無を外観でチェックする。	・同左	・同左

2) 制限区域に入場する船員

国際海上運送 保安指標		保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
人	外航船員	・不審者、不審物の有無を外観でチェックする。	・同左	・身分、目的を確認する書類を提示させ、退場時刻を記録した管理台帳と対査する。 ・顔写真と本人の顔を対査する ・管理台帳に入場時刻を記録する。

2次制限区域

1) 制限区域から退場する船員

国際海上運送 保安指標		保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
人	外航船員	・身分、目的を確認する書類*1)を提示させ確認する	・同左	・同左

2) 制限区域に入場する船員

国際海上運送 保安指標		保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
人	外航船員	<ul style="list-style-type: none"> 身分、目的を確認する書類*1) を提示させ確認する。 顔写真と本人の顔を対査する 管理台帳に入場時刻を記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 25%以上の比率で触感による船員手帳等の真贋検査、または船員手帳等の記述内容の口頭確認による詳細検査を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 すべての船員に詳細検査を実施する 本船のエスコートにより入場を許可する。

* 1 船員の身分、目的を確認する書類

区分		上陸者	乗船者
外 航 船 員	外国人	・乗員上陸許可書 + 船員手帳（または旅券）	・船員手帳（または旅券）
	日本人	・本船が発行した身分証明書	・船員手帳（または旅券）

上陸者とは、制限区域から一度退場し、帰船のため制限区域に入場する国際航海船舶の船員をいう

乗船者とは、国際航海船舶に新たに乗船する船員をいう

スタッフカード所持者

1次制限区域

国際海上運送 保安指標		保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
車両		・一時停止してもらう。	・同左	・同左
人		・不審者・不審物の有無を外観でチェックする。	・同左	<ul style="list-style-type: none"> P S カード等を提示させ、顔写真と本人の顔を対査する。 P S カード等により所属確認及び目的確認を行う。 P S カード等で目的確認できない場合は、用務先の口頭確認または搬出入票等の確認を行う。

2次制限区域

国際海上 運送 保安指標		保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された 後)
車両		・一時停止してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> 同左 25%以上の比率で車両の外観及び車室、荷室内の検査等の詳細検査を実施する。 検査結果を記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 すべての車両の詳細検査を実施する。
人		<ul style="list-style-type: none"> P S カード等を提示させ、顔写真と本人の顔を対査する。 P S カード等により所属確認及び目的確認を行う。 P S カード等で目的確認できない場合は、用務先の口頭確認または搬出入票等の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 25%以上の比率で触感によるP S カード等の真贋検査、またはP S カード等記述内容の口頭確認による詳細検査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 全ての立入者について詳細検査する。 全ての立入者の入退場の記録を行う。

スタッフカード(PSカード等)非所持者

1次制限区域

国際海上 運送 保安指標	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
車両	・一時停止してもらう。	・同左	・同左 ・すべての車両の詳細検査を実施する。
人	・不審者・不審物の有無を外観で チェックする。	・同左 ・25%以上の比率で触感による身分 証明書の真贋検査、または身分証 明書記述内容の口頭確認による 詳細検査を実施する。	・同左 ・全ての立入者について詳細検査する。 ・全ての立入者の入退場の記録を行う。

2次制限区域

国際海上 運送 保安指標	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
車両	・一時停止してもらう。	・同左 ・25%以上の比率で車両の外観及び車 室、荷室内の検査等の詳細検査を実 施する。 ・検査結果を記録する。	・同左 ・すべての車両の詳細検査を実施す る。
人	・身分証明書を提示させ、顔写真 と本人の顔を対査する。 ・用務先の口頭確認または搬出入 票等の確認等、複数の方法で目 的の確認を行う。 ・管理台帳に記入してもらい、一 時立入許可証を発行する。	・同左 ・25%以上の比率で触感による身分証 明書の真贋検査、または身分証明書 記述内容の口頭確認による詳細検査 を実施する。	・同左 ・全ての立入者について詳細検査す る。 ・全ての立入者の入退場の記録を行 う。

「身分証明書」非所持者

1次制限区域

国際海上運送 保安指標	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
車両	・一時停止してもらう。	・同左	・車両の外観及び車室、荷室内の検査等の詳細検査を実施する。 ・検査結果を記録する。
人	・不審者・不審物の有無を外観でチェックする。	・同左	・用務先の口頭確認または搬出入票等の確認を行う。 ・管理台帳に記入してもらい、一時立入許可証を発行する。 ・埠頭保安管理者が適切と認める者による同行してもらう。

2次制限区域

国際海上運送 保安指標	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3 (一斉点検後安全が確認された後)
車両	・一時停止してもらう。	・同左 ・25%以上の比率で車両の外観及び車室、荷室内の検査等の詳細検査を実施する。 ・検査結果を記録する。	・入場を認めない。
人	・用務先の口頭確認または搬出入票等の確認を行う。 ・管理台帳に記入してもらい、一時立入許可証を発行する。 ・埠頭保安管理者が適切と認める者による同行してもらう。	・同左	・入場を認めない。

警察、海上保安官、CIQ 等

1次制限区域

国際海上運送 保安指標	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
車両	・一時停止してもらう。	・同左	・同左
人	・不審者・不審物の有無を外観でチェックする。	・同左	・身分を示す証票*1)を提示させ、顔写真と本人の顔を対査する。

2次制限区域

国際海上運送 保安指標	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
車両	・一時停止してもらう。 ・人の身分保証で入場を許可する。*1) ・車両の外観をチェックする。	・同左 ・25%以上の比率で車両の外観及び車室、荷室内の検査等の詳細検査を実施し、検査結果を記録する	・同左 ・全ての車両の詳細検査を実施し、検査結果を記録する
人	・制服の確認または、身分を示す証票を提示させ、顔写真と本人の顔を対査する。	・同左 ・25%以上の比率で触感による身分証明書の真偽検査、または身分証明書の記述内容の口頭確認による詳細検査を実施し、検査結果を記録する	・同左 ・ただし、すべての立入者について詳細検査を実施する ・すべての立入者の入退場を記録する

*1 身分を示す証票:法令で定める身分を示す証票

救支援者

1次制限区域

国際海上運送 保安指標	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
車両	・徐行してもらう		
人	・不審者・不審物の有無を外観でチェックする。		

2次制限区域

国際海上運送 保安指標	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
車両	・徐行してもらう ・サイレンが鳴っているか、または赤色警光灯が点灯されているかを確認する		
人	・制服または身分を示す証票を確認する ・入退場を記録する		

*1 身分を示す証票:法令で定める身分を示す証票

(3) 国際埠頭施設・国際水域施設内外の監視・巡回

	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
監視	<p>監視方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時 間 帯：国際航海船舶が厳原港への入港 60 分前から出港 30 分後までの間 ・監視場所：埠頭保安管理者・水域保安管理者が指示する ・監視方法：目視 <p>監視項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェンス内外に不審者・不審物がないか ・フェンス周辺に車両が駐車していないか ・出入口付近に不審者・不審物がないか ・通路、待合所、受変電設備、照明 ・ゲートの開閉状態 	同左	同左 監視要員の増員

緊急時には、埠頭保安管理者の指示に従うこと。

	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
巡回	<p>巡回方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時 間 帯：国際航海船舶が停泊している時間帯 ・巡回頻度：ランダム ・巡回方法：徒歩 ・巡回経路：ランダム <p>監視項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限区域内外に不審者・不審物がないか ・フェンス周辺に車両が駐車していないか ・出入口付近に不審者・不審物がないか ・通路、待合所、受変電設備、照明 ・ゲートの開閉状態 	同左 巡回頻度の増加 (2 時間に 1 回)	同左 巡回要員の増員

緊急時には、埠頭保安管理者の指示に従うこと。

(4) 国際航海船舶に積み込む貨物等の管理

国際航海船舶に積み込む貨物、船用品、手荷物等（以下「貨物等」とう）に対する不正行為を防止するため、必要な措置を講じる。

通関手続きや正当な輸出手続きを経た貨物については、封印等外觀に異常が認められない限り、危害行為の用に供する不正な物品が含まれないものとみなす。

- a . 危害行為の用に供する不正な物品が制限区域内へ持ち込まれることの防止
- b . 船積みまでの間、施設内で一時的に蔵置している貨物等への不正な物品等の侵入の防止
- c . 船舶に積み込む貨物等の最終管理
- d . すべての危険物について、国際埠頭施設における受け取りから引き渡しまでの間、位置を特定できるような継続的な所在の管理

旅客の手荷物検査方法

	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
手荷物	荷物の内容を質問の上、不審な場合は開披検査又は接触検査を実施する。	10 % ~ 20 % の割合で開披検査又は接触検査をする。	所有者立ち会いの下で、100 % (全数) 開披検査又は接触検査をする。

（5）保安記録・警備記録の作成

- 危害行為の発生等の事実と関係機関への連絡・通報の履歴
- 埠頭保安設備の日常点検と埠頭内及び周辺の不審者等の確認結果
- 保安レベルの変更と対応の履歴
- 国際埠頭施設の保安に関して外部機関から受けた情報・報告の内容
- その他必要事項

（6）その他

- 上記のほか、緊急事態発生等により埠頭保安管理者から指示のあった措置を講じる。

9. 関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整

（1）関係者との連絡及び調整

埠頭保安従事者は、埠頭保安管理者、国際埠頭施設を利用する国際航海船舶の船舶保安管理者、緊急時に救支援を要請するための関係行政機関など国際埠頭施設の保安を確保する上で必要な関係者との間で連絡手段と体制を確保する。

（2）埠頭保安管理者との連絡体制の確保

埠頭保安従事者は、国際埠頭施設の保安の確保に必要な情報について、速やかに埠頭保安管理者に伝達する。なお、緊急時等は埠頭保安管理者に連絡し指示を受け対応する。

また、危害行為が発生した場合等においては、国際埠頭施設内のすべての要員や関係者に対して、危害行為の内容に応じてあらかじめ定めた避難経路の指示等を行う。

埠頭保安従事者との間の通信は、携帯電話等により行うとともに、国際埠頭施設内のすべての要員や関係者に対しては、ハンドマイク等により行う。

（3）関係行政機関等との連絡体制の確保

緊急時における外部からの救支援の獲得、その他外部との連携を図るため、関係行政機関等（海上保安部、警察、消防、国土交通省、長崎県対馬振興局）との通信手段を確保する。

10. 危害行為が発生した場合の対処方法

埠頭保安従事者は、危害行為が発生するおそれがあり又は発生した場合には、関係機関への通報、関係者相互の情報伝達、危険の回避・避難誘導等を迅速かつ的確に行う。

その際、施設内の要員、船員、施設への来訪者等の人命の安全確保を最優先とする。また、埠頭保安従事者も、態様が異常な不審者、不審物には容易に近づかないことを基本とする。

（1）緊急事態における外部からの救支援を獲得するための緊急連絡手段と体制の確保

（2）緊急事態における国際埠頭施設内の他の要員との緊急連絡手段と体制の確保

（3）緊急事態における国際埠頭施設を利用中又は利用予定の国際航海船舶の船舶保安管理者との緊急連絡手段と体制の確保

（4）その他関係者との緊急連絡手段と体制の確保

11. 埠頭保安従事者等の選任

主任保安要員、埠頭保安従事者の選任後は、埠頭保安管理者が指定する様式により氏名・緊急連絡先等について、埠頭保安管理者に報告すること。

（1）主任保安要員

埠頭保安従事者のうち施設の現場において実際の保安業務に従事し、その他の埠頭保安従事者に指揮する責任者として、以下の項目について十分な知識を有する者を主任保安要員として配慮すること。

施設に設定されている保安レベルの意味とそれに応じた保安措置
埠頭保安設備の破損、不審者又は不審物を発見した場合の埠頭保安管理者や関係機関への迅速な報告と対応及びそのための情報疎通手段
最新の保安脅威とパターンの知識
被害を回避するために用いられる手法
人、その携行物、手荷物、貨物、船用品の検査方法

(2) 埠頭保安従事者

埠頭保安従事者は、以下の項目に関する十分な知識を有すること。

施設に設定されている保安レベルの意味とそれに応じた重要な保安措置の概要
埠頭保安機械設備の故障、不審者又は不審物を発見した場合の埠頭保安管理者等に報告する方法
施設内要員の安全の確保や緊急事態発生時の対応の際に、埠頭保安管理者等の指示に従うこと及び必要な協力を行う方法
保安を脅かす可能性のある者の行動の識別